平成30年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会

2017 · 6 · 15

1. 総論

平成 29 年度の税制改正は、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行なうとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行なわれた。

また、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の適用期限が2年間延長されている。 政府の平成29年度予算案は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たる予算とし て編成され、一般会計の歳入歳出総額は、97兆4,547億円で、平成28年度当初 予算と比べ7,329億円の増となり、5年連続で過去最大を更新した。税収は、前年 度と比べ1,080億円増の57兆7,120億円に留まっている。新規国債発行額は、前 年度に比べ622億円減の34兆3,698億円となり、減額幅は前年度の2兆4,310億 円を大きく下回った。税収が伸び悩む中で国債発行が減額可能となったのは、税外 収入に頼ったためである。また、公債依存度は、前年度と比べわずか0.3%減の 35.3%となった。この結果、基礎的財政収支は▲108,413億円の赤字となり前年度 に比べ▲214億円悪化している。

国の財政は、財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行ってきており、平成29年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,094兆円(対GDP比198%)に達する見込で、主要先進国中最悪の水準となり極めて深刻な状況にある。

そのため、政府は、国と地方を合わせた基礎的財政収支を 2020 年度までに黒字化し、その後、国と地方の長期債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す財政健全化目標を掲げている。

しかしながら、平成 29 年 1 月に内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」では、名目 3%以上の高い経済成長率を想定した「経済再生ケース」においても、2020 年度の国・地方の基礎的財政収支は、▲8.3 兆円(対G D P 比▲1.4%)

の赤字と、2016 年 7 月の試算(▲5.5 兆円、GDP比▲1.0%)より悪化しており、 黒字化目標の達成は困難となっている。

財政健全化を着実に進めるには、税収増を図るとともに、基礎的財政収支対象経費の抑制を図ることが不可欠であり、社会保障制度改革を始め財政構造の抜本的改革が必要である。また、税収増のためには、経済成長を重視し、成長分野を見極めたうえで重点的・継続的な投資とともに思い切った規制緩和を実施し、経済を持続的なプラス成長軌道に乗せることが必須である。

我が国経済は、景気回復局面が戦後3位の長さになったと言われているが、円安でも輸出の伸びが鈍く、労働力不足で企業が設備投資を控えるなど、潜在成長率が低下する中で、回復の実感が乏しく、地方の中小・零細企業は依然として厳しい状況にある。

そのため、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要であり、要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見、要望

(1) 社会保障と財政健全化について

平成29年度は、社会保障関係費で、新たに一定の所得がある高齢者に支払 能力に応じた負担を求めているが、医療や介護の保険給付の見直しは抑えら れ、また年金の支給開始年齢引き上げなど抜本改革は先送りされている。

財政再建のカギを握るのが、高齢化により毎年 1 兆円規模で増加し続ける 社会保障関係費をいかに抑制するかである。政府は、医療、介護、年金につい てそれぞれ給付と負担のバランスの抜本的な見直しを行うほか、財源確保を含 めた具体的な歳入・歳出措置を明確にして信頼のおける「経済・財政再生計画」 とすること。

(2) 徹底した行財政改革について

消費税増税で国民に負担を求めており、為政者自身も身を切る改革をする必

要がある。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2016 年度予算で30.7 兆円と社会保障給付費の27.5%を占めている。中小企業の7割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

特に、健康保険料の中で、組合員の医療費と直接関係のない高齢者医療への 支援金が増加しているが、これは高齢者への所得の再配分であり、本来は税で 賄うべきものである。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4)消費税制

1) 消費税引き上げに伴う軽減税率の導入について

軽減税率の導入は、事業者の事務負担、経費負担になるだけでなく税制 の簡素化及び税収確保などの観点から問題点が多く、単一税率が望ましい。

なお、軽減税率導入に伴い、事業者(納税義務者)が負担する事務処理費 用については多大となるので、税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、いまだ十分とは言え

ない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」についてはは、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多く是正すること。

① 簡易課税制度

多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより1,500億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成16年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額(5000万円)を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者について 適用されているが、免税事業者は個人を中心に 500 万事業所を超える といわれ、この制度による益税額は 4,000 億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(5) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

平成28年1月からマイナンバーの運用が開始されたが、情報の漏洩が数多く報道され、国民に多大な不安を与えている。一刻も早く国民に信頼される制度を構築するとともに、国民のマイナンバー制度に対する認識や理解が不足しており、一層の広報、周知が必要である。また、現行の社会保障、税制、災害対策の3分野のほか、国民の利便性を高めるため積極的に利用分野を拡大すること。

3. 平成30年度税制改正に係る個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

法人実効税率は 20%台が実現したが、欧州 (OECD平均 24.98%)、アジア諸国 (平均 22.17%) に比較してまだ高い水準にあり、また、アメリカ合衆国もトランプ大統領が 15%に引き下げる意向を表明した。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

- 2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及さないこと。
- 3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、これを恒久化するとともに、昭和 56 年以来 800 万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円まで引き上げるよう求める。

- 4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について 少額減価償却資産の取得価額を 30 万円とし、損金算入額の上限(年間取 得合計額 300 万円)を撤廃するよう求める。
- 5) 中小法人の交際費課税の特例について

中小法人の交際費については、飲食費の 50%または定額控除限度額 800 万円まで損金算入可能(選択適用が可能)となっているが、適用期間が平成 29年度末までのため、これを延長することを求める。

6) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

平成 29 年度税制改正で、災害に関する税制上の措置が常設化されたが、 以下の事項について、常設化に追加していただきたい。

事業継続計画(BCP)を策定・運用している中小企業については

- ① 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ② 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

(2) 事業承継税制

平成 29 年度税制改正において、①取引相場のない株式の評価方式に関する 見直し、②人手不足を踏まえた雇用要件の見直し、③早期取組を促すための生 前贈与の税制優遇強化、の見直しが行われたがまだ不十分であり、以下のよう な見直しを求める。

1)納税猶予制度の見直し

- ① 納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した株式と、相続開始前から保有していた株式を合わせて、株式総数の3分の2までとする上限があるが、これを撤廃しすべての株式を対象とすること。
- ② 相続税の納税猶予割合 80%を 100%に引き上げること。 株式総数の 3 分の 2 までとする上限かつ 80%の納税猶予では、結果として 効果は半分程度に留まり、効果が薄く、事業承継が進まない原因ともなっている。
- ③ 後継者死亡時点まで納税猶予額が免除されない制度を、納税猶予開始後 5 年経過時点で納税を免除するよう見直すこと。

2) 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用 資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制 となっている。わが国においても中小企業の事業承継が円滑に進むよう欧 米諸国並みの事業承継税制の確立を求める。

(3)贈与税

- 1)資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げを求める。
- 2) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額 2,000 万円について、昭和 63 年以来据え置かれているので、3,000 万円に引き上げるよう求める。

(4) 個人所得税制

1) 所得税と住民税のあり方

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭いうえに、度重なる減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という世界に類を見ない特異な型となっているため、税負担はきわめて低く、課税最低限は国際的に見ても高水準で、現在、就業者のうち非納税者は約3割を占めている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の整理合理化

平成 29 年度税制改正で配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しされたが、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているので、人的控除については、更に実態に即して整理・合理化を図るべきである。

(5) 地方の税制

1) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いので、 評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産(30 万円)と同額とする。

(6) その他

1) 電子申告

国は法人税の電子申告(e-Tax)について、2018年度税制改正大綱に盛り込む方針を示したが、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告(e L Tax)との統一的な運用を図るべきである。

2) 印紙税の廃止について

電子取引の拡大などペーパーレス化が急速に進行していくなかで、文書 作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求める。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

(1) 創業の促進について

創業時に必要となる多額の資金調達を支援するため、すでに制度化されている教育資金や子育て資金の非課税制度と同様に、親族等から贈与された創業資金にかかる贈与税の非課税制度を創設すること。

(2) 過疎地域への「新しい人の流れ」の創出について

移住者や二地域居住者が土地・家屋を取得した場合の不動産取得税及び固定 資産税の課税免除に伴う減収補てん措置を創設すること。

(3) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換について

認定長期優良住宅のうち、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の要件を満たす住宅については、更なる税の軽減措置を求む。

- 1) 不動産取得税 控除額の限度額を1,500万円に
- 2) 固定資産税 新築後の減額期間を7年度分に

(4) 森林吸収源対策の推進について

森林吸収源対策を推進するため、地域ぐるみの森林整備(再造林など)へ協力金を拠出した事業者に対して、所得税、法人税における特別控除を行うなど税制上の優遇制度を創設すること。

(5) 次代を担う漁業人材の育成・確保について

新規就業者をはじめとする全ての漁業者の経営安定を図るため、農林漁業 用軽油に係る軽油引取税の免税措置を継続すること。

以上